

[契 約 書 別 紙]

訪問看護重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	松阪地区医師会 訪問看護ステーション										
所在地	松阪市白粉町363番地										
電話番号	0598-23-6260										
FAX番号	0598-23-6261										
介護保険事業所事業所番号	2	4	6	0	7	9	0	0	1	3	
その他のサービス	介護予防訪問看護										
サービスを提供する地域※	松阪市、多気郡										

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) サービスの提供日時間

- ・ 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の休日、年末年始、松阪地区医師会の定めた日を除く。
- ・ 営業時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時30分まで
ただし、ご利用者の状況により必要と認められる場合はこの限りではありません。

2 サービスの基本内容

寝たきり、またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけ医が指定訪問看護を必要と認めた老人等に対して心身の機能の維持回復を図ると共に、その生活の質を確保するため適切なサービスを提供することを目的とします。

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・助言
- (8) カテーテル等の管理
- (9) ターミナルケア
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 行政機関やサービス、他施設等利用に関する情報提供や調整
- (12) その他、医師の指示による処置と介護に関する相談

3 利用料金

(1) 利用料(介護保険)

介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて、主治医がサービスの必要を認めた方

介護保険サービスを利用した場合のご利用者が負担する利用料は、一定の所得に応じ、①基本料金の 1～3 割となります。ただし、②付加料金については、該当となる場合にのみ加算されます。

また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

①【基本料金】

看護師が行う訪問看護

20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
314単位／回	471単位／回	823単位／回	1128単位／回

※基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝(午前 6 時～午前 8 時)・夜間(午後 6 時～午後 10 時)帯のときは 25%増し、深夜(午後 10 時～午前 6 時)帯は 50%増しとなります。

※20分未満の算定要件として1回／週以上実施していること

医療処置等の実施を想定(吸引・道尿・経管栄養など)

理学療養士等が行う訪問看護

1回(20分)あたり 278単位／回

※1日に2回を超えて訪問看護を行う場合1回につき所定単位数に90／100を乗じた単位数

※1週間に6回を限度

②【付加料金】

サービス提供体制強化加算	6単位 / 回	外
退院時協同指導加算	600 単位	
初回加算	300 単位(退院日当日の訪問は 350 単位)	
長時間訪問看護加算	300 単位(特別な管理を必要とするもの)	
複数名訪問看護加算	254 単位(30分未満) 402 単位(30分以上)	
緊急時訪問看護加算	600 単位(1月)	外
特別管理加算	(Ⅰ) 500 単位 (Ⅱ) 250 単位	外
ターミナルケア加算	2000単位	外

(2) 利用料 [医療保険]

主治医が訪問看護の必要を認めた方

① 介護保険の対象でない[非該当]の方

② 介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方
[がん末期、急性増悪期、重度の褥瘡など]

・該当保険の自己負担割合分をご負担いただきます。

・付加料金・・・同意を得て合算します。

・交通費・・・実費負担 1 律 250円

*詳細は別表

(3) ご遺体のお世話 10,000円

(4) 各公費負担医療制度も取り扱います。

(5) 料金の支払方法

・ 1ヶ月の利用費を次月に請求させていただきます。

銀行等口座自動引落としをお願いいたします。

・ お支払いいただきますと、領収書を発行します。

4 サービス提供記録

(1) 事業所はご利用者に対して訪問看護サービスを提供する毎に当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を居宅介護支援事業所が作成する所定の書面に記載します。

(2) 事業所は利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から 2 年間保存します。

(3) ご利用者から開示を求められた場合は、事業所にて閲覧していただくことが出来ます。

5 相談窓口、苦情対応について

サービスに関する相談や苦情については、どんな些細な事でも構いませんので、次の窓口までお申しつけ下さい。

松阪地区医師会訪問看護ステーション

電 話 0598-23-6260

FAX 0598-23-6261

担当者 小泉智美

対応時間 9:00~17:30 (休業日は除く)

松阪市役所 介護保険課(係)

多気町役場

明和町役場

電 話 0598-53-4090

0598-38-1114

0596-52-7115

三重県国民健康保険団体連合会苦情処理係

電 話 059-222-4165

対応時間 8:30~17:00 (土日祝日は除く)

6 事故発生時・緊急時の対応

サービスの提供中に万が一事故の発生や、容態の変化があった場合はその状況により、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所及び市町村等へ連絡します。

(救急搬送時には医療費以外に実費が発生する場合があります)

7 損害賠償

事業所はご利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生しご利用者やご利用者のご家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかにご利用者に対して損害を賠償します。

但し、ご利用者やご利用者のご家族に重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができま。当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

8 虐待防止

事業所の「高齢者虐待防止のための指針」に従い、ご利用者の人権の保護、虐待等の防止の為の措置を講じます。【虐待防止責任者:管理者小泉智美】

また、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを県や市町村に通報します。

9 感染及び災害対策

日頃より研修や訓練により、感染対策・防災対策の強化に努め、発生時には事業継続計画(BCP)に従い事業が継続できるように必要な措置を講じます。

また、当事業所は三重県訪問看護ステーション協議会に所属しており、非常時には松阪地区のステーション協議会会員と連携・協力して皆様の安全確保に努めます。

10 ハラスメントの防止

必要なサービスが安全に提供・継続出来るようにハラスメントの防止にも取り組んでいます。ハラスメントについては別紙ご参照下さい。

8 その他

(1) ご利用者のお住まいで、サービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。

(2) まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後する場合がありますのでご了承下さい。

(3) サービス期間中、看護学生が実習で同行する場合がありますのでご了承下さい。

(4) 誠に恐縮ではありますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

[契 約 書 別 紙]

介護予防訪問看護重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	松阪地区医師会 介護予防訪問看護ステーション										
所在地	松阪市白粉町363番地										
電話番号	0598-23-6260										
FAX番号	0598-23-6261										
介護保険事業所事業所番号	2	4	6	0	7	9	0	0	1	3	
その他のサービス	訪問看護										
サービスを提供する地域※	松阪市、多気郡、										

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) サービスの提供日時間

- ・ 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の休日、年末年始、松阪地区医師会の定めた日を除く。
- ・ 営業時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時30分まで
ただし、ご利用者の状況により必要と認められる場合はこの限りではありません。

2 サービスの基本内容

要介護予防状態にあり、かかりつけ医が指定介護予防訪問看護を必要と認めた老人等に対して心身の機能の維持回復を図ると共に、その生活の質を確保するため適切なサービスを提供することを目的とします。

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導・助言
- (8) カテーテル等の管理
- (9) ターミナルケア
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 行政機関やサービス、他施設等利用に関する情報提供や調整
- (12) その他、医師の指示による処置と介護に関する相談

3 利用料金

(1) 利用料(介護保険)

介護保険の被保険者で、要介護予防状態等の認定を受けて、主治医がサービスの必要を認めた方

介護保険サービスを利用した場合のご利用者が負担する利用料は、一定の所得に応じ、①基本料金の1～3割となります。ただし、②付加料金については、該当となる場合にのみ加算されます。

また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

①【基本料金】

看護師が行う介護予防訪問看護

20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
303単位/回	451単位/回	794単位/回	1090単位/回

※基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯のときは25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。

※20分未満の算定要件として1/週以上実施していること

医療処置等の実施を想定(吸引・道尿・経管栄養など)

理学療法士等が行う介護予防訪問看護

1回(20分)あたり 268単位/回

※1日に2回を超えて介護予防訪問看護を行う場合1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数

※1週間に6回を限度

②【付加料金】

サービス提供体制強化加算	6単位 / 回	外
退院時共同指導加算	600 単位	
初回加算	300 単位	
長時間訪問看護加算	300 単位(特別な管理を必要とするもの)	
複数名訪問看護加算	254 単位(30分未満) 402 単位(30分以上)	
緊急時訪問看護加算	600 単位(1月)	外
特別管理加算	(Ⅰ) 500単位 (Ⅱ)250単位	外
ターミナルケア加算	2000単位	外

(2) 利用料 [医療保険]

主治医が介護予防訪問看護の必要を認めた方

① 介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方
[がん末期、急性増悪期、重度の褥瘡など]

- ・該当保険の自己負担割合分をご負担いただきます。
- ・付加料金…同意を得て合算します。
- ・交通費…実費負担 1律 250円

*詳細は別表

(3) ご遺体のお世話 10,000円

(4) 各公費負担医療制度も取り扱いいます。

(5) 料金の支払方法

- ・ 1ヶ月の利用費を次月に請求させていただきます。
銀行等口座自動引落としをお願いします。
- ・ お支払いいただきますと、領収書を発行します。

4 サービス提供記録

- (1) 事業所はご利用者に対して介護予防訪問看護サービスを提供する毎に当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を居宅介護支援事業所が作成する所定の書面に記載します。
- (2) 事業所は利用者に対する介護予防訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- (3) ご利用者から開示を求められた場合は、事業所にて閲覧していただくことが出来ます。

5 相談窓口、苦情対応について

サービスに関する相談や苦情については、どんな些細な事でも構いませんので、次の窓口までお申しつけ下さい。

松阪地区医師会介護予防訪問看護ステーション

電 話 0598-23-6260 FAX 0598-23-6261

担当者 小泉智美

対応時間 9:00~17:30(休業日は除く)

松阪市役所 介護保険課(係) 多気町役場 明和町役場

電 話 0598-53-4090 0598-38-1114 0596-52-7115

三重県国民健康団体連合会苦情処理係

電 話 059-222-4165

対応時間 8:30~17:00(土日祝日は除く)

6 事故発生時・緊急時の対応

サービスの提供中に万が一事故の発生や、容態の変化があった場合はその状況により、主治医・救急隊・親族・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所及び市町村等へ連絡します。

(救急搬送時には医療費以外に実費が発生する場合があります)

7 損害賠償

事業所はご利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生しご利用者やご利用者のご家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかにご利用者に対して損害を賠償します。

但し、ご利用者やご利用者のご家族に重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

8 虐待防止

事業所の「高齢者虐待防止のための指針」に従い、ご利用者の人権の保護、虐待等の防止の為に措置を講じます。【虐待防止責任者:管理者小泉智美】

また、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを県や市町村に通報します。

9 感染及び災害対策

日頃より研修や訓練により、感染対策・防災対策の強化に努め、発生時には事業継続計画(BCP)に従い事業が継続できるように必要な措置を講じます。

また、当事業所は三重県訪問看護ステーション協議会に所属しており、非常時には松阪地区のステーション協議会会員と連携・協力して皆様の安全確保に努めます。

10 ハラスメントの防止

必要なサービスが安全に提供・継続出来るようにハラスメントの防止にも取り組んでいきます。ハラスメントについては別紙ご参照下さい。

8 その他

(1)ご利用者のお住まいで、サービスを提供する為に使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。

(2)まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後する場合がありますのでご了承下さい。

(3)サービス期間中、看護学生が実習で同行する場合がありますのでご了承下さい。

(4)誠に恐縮ではありますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。